**大東市人権行政基本方針の改訂について**

**Ｒ３.１０.７**

**大東市人権擁護施策推進審議会**

**資料２**

* 「第４次大東市総合計画」に即して、平成１７年３月に策定
* **策定の趣旨**

総合計画で示されたすべての目標を達成するためには、人々の生活に密着した市民的諸権利、すなわち人権を確立・維持・発展させることと、その市民的諸権利を互いに尊重し合うことができるまちづくり、すなわち人権行政を推進することが必要不可欠であると考え策定するもの

* **方針がめざすもの**

　行政の本来の目的が、すべての人々の市民的権利の確立・維持・発展にあることを基本認識として、総合計画で掲げている行政課題や業務を点検し、人権確立の趣旨に沿った形に位置付けること

* **人権の概念**

人権とは、人が支配や抑圧や束縛を受けず、自分の意志で自由に生きることができ、誰もが他の人から傷つけられたり、差別的な待遇を受けることなく、社会のなかで平等な扱いを受け、個人として尊重されると同時に、互いに尊敬し合い、共に幸福に生きていくことのできる社会を実現するために生み出されたもの

（１）差別からのアプローチ

（２）「市民的権利と自由」と個人の尊厳からのアプローチ

（３）「社会」「パブリック・モラル」からのアプローチ

（４）行政と市民との関係の再構築（地方自治の再生）

* **人権行政の目的**

市民的権利が一人ひとりに保障されることが必要であり、これを実現していくことが行政の本旨であり、人権行政の目的

* **人権行政推進のために**
* 人権政策部門と企画部門との連携、「人権のまちづくり」と「まちづくり総合計画」との整合性を図る
* あらゆる行政施策にかかわる総合調整の機能強化
* 同和問題、障害者問題、男女共同参画、在日外国人問題などの個別的課題について、各担当の機能強化と総合的・横断的な調整がより効率的に機能できる庁内体制づくり
* 人権に関する研修の成果の活用及び一層の充実
* 自治基本条例の策定
* 企画部門と人権政策部門がタイアップした施策推進調整機能の整備
* 市民協働の受け皿となる地域コミュニティの醸成　　　　など

**１．現行の「人権行政基本方針」の概要**

**２．改訂の考え方**

1. **平成１７年３月の策定から１５年余りが経過し、この間の社会情勢の変化に伴い**

**顕在化した新たな人権的課題**

**▶▶この間に顕在化した人権に関わる事象例**

* インターネットによる誹謗中傷等
* インバウンドの増加による外国人に対する差別
* 性的マイノリティへの差別
* パワーハラスメント、モラルハラスメント
* 感染症に対する差別　　など
1. **本市がこれまで実施してきた人権行政の取組**

**▶▶その他、この間に実施した取組**

* 同和行政基本方針の策定と推進
* 子ども基本条例の制定
* パートナーシップ宣誓制度の創設
* インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例の制定 など
1. **第５次大東市総合計画の内容**

**▶▶第５次大東市総合計画の特徴**

* まちづくりの理念として「あふれる笑顔　幸せのまち大東づくり」を掲げる
* すべての施策に通じる共通の理念と方向性をさししめす計画とし、個別の施策は

　「分野別計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で定めることとする

* 計画期間は令和３年度～令和12年度（10年間）

**▶▶第５次大東市総合計画における人権の考え方**

* 人権尊重の考え方をあらゆる政策の根幹に据える
* ＳＤＧｓの重点目標として「ゴール１１．住み続けられるまちづくり」を掲げる

**ＳＤＧｓの理念**

誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

**大東市人権尊重のまちづくり条例**

すべての人の人権が尊重される

まちの実現

＝

▶▶**現行の「人権行政基本方針」で提示された方策への対応**

* 第５次大東市総合計画においても「人権のまちづくり」と「まちづくり総合計画」との整合性を図った。（下記③のとおり）
* 行政機構内の連携、調整及び指導体制の確立を図るため「人権推進職員会議」を設置
* 各課の課長による人権問題職場研修を実施
* 自治基本条例の策定（平成17年12月）
* 各事業の進捗管理に「人権行政の視点」を取り入れ調整機能を整備
* 市民協働の受け皿となる「全世代地域市民会議」創設への取組み（平成27年度～）

**人権行政の次なるステージにすすむための「基本方針」**

**・時代の変化にもブレない「普遍的な方向性」を示す。**

**・誰にも分かりやすくシンプルな方針とする。**